

令和3年度

【学校いじめ防止基本方針】



青森県立黒石商業高等学校

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	P 1
2	いじめとは	P 1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する基本的な考え方	
	(3) いじめの構造やその背景	
	(4) いじめの一般的態様	
3	校内体制について	P 2
	(1) 日常の組織的指導体制	
	(2) 緊急時の組織的指導体制	
4	いじめの未然防止について	P 2
	(1) 学業指導の充実	
	(2) 特別活動、道徳教育の充実	
	(3) 教育相談の充実	
	(4) 人権教育の充実	
	(5) 保護者・地域との連携	
	(6) 教職員の意識啓発と研修	
5	いじめの早期発見について	P 2
	(1) いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン ※別添3	
	(2) 教室・家庭でのサイン ※別添4	
	(3) 定期的調査の実施	
	(4) 相談体制の整備	
	(5) 情報の共有	
6	解決に向けた対応について	P 3
	(1) 生徒への対応	
	(2) 保護者への対応	
	(3) 関係機関との連携	
7	いじめの解消について	P 4
8	重大事態への対応について	P 4
	(1) 重大事態とは	
	(2) 重大事態の報告・調査協力	
9	評価	P 4
	(1) いじめに関する項目を盛り込んだ下記の学校評価アンケートを実施し、取組の検証・改善を行う。	
	(2) 学校評議員会・いじめ対策委員会を通して、取組の検証を行い、今後の取組に役立てる。	
	(3) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDC (A) サイクルで、実効性のあるものとなるように取組む。	
10	学校いじめ防止プログラム	P 5
別添1	日常の組織的指導体制【未然防止・早期発見】	P 6
別添2	緊急時の組織的指導体制【重大事態発生時の対応】	P 7
別添3	いじめを受けている生徒のサイン、いじめを行っている生徒のサイン	P 8
別添4	教室でのサイン、家庭でのサイン	P 9

1 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、9月28日施行）の施行に伴い青森県立黒石商業高等学校では、この法律の趣旨を踏まえ、教職員が組織的にいじめ問題へ取り組むよう校内体制を整備する。そして、人間尊重の理念に基づき、全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通認識を持ち、常に全ての生徒を見守っていく。
- ②学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す。
- ③生徒が互いの存在を認め合い、望ましい人間関係を築くことにより、自己有用感が高まり未然防止につながる。

(3) いじめの構造やその背景

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆（はやし立てる生徒）」や「傍観者（見て見ぬふりをする生徒）」がいる場合が多い。観衆・傍観者の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②その背景

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの一般的態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられる。
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 校内体制について

(1) 日常の組織的指導体制

いじめ防止校内委員会（教育相談委員会と同じ構成）の設置【未然防止・早期発見】※別添1

(2) 緊急時の組織的指導体制

いじめ対策委員会の設置【重大事態発生時の対応】※別添2

4 いじめの未然防止について

校内においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることにより、いじめを未然に防止する。

(1) 学業指導の充実

- ①規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ②コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ②ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ①面談の定期開催
- ②保健室での教育相談の実施

(4) 人権教育の充実

- ①講演会等の開催

(5) 保護者・地域との連携

- ①いじめ防止対策推進法/学校いじめ防止基本方針等の周知
- ②学校公開の実施

(6) 教職員の意識啓発と研修

- ①年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の内容確認し、周知する。
- ②校内研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話や事例研究を実施する。

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン ※別添3

(2) 教室・家庭でのサイン※別添4

(3) 定期的調査の実施

- ①「いじめアンケート」の実施（各学期1回）
- ②「学校生活アンケート」の実施（各学期1回）
- ③生徒指導部でアンケートの集計や分析

(4) 相談体制の整備

- ①面談の定期開催
- ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(5) 情報の共有

- ①職員会議等での情報共有
- ②要配慮生徒の実態把握
- ③進級時の引き継ぎ

6 解決に向けた対応について

生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

- ①その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ②「日常の組織的指導体制別添1」により、速やかにハートフルリーダーへ報告し、事実の確認と対応を複数の教員で分担して行う。
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援体制で臨む。

(1) 生徒への対応

①いじめを受けている生徒への対応

生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

②いじめを行っている生徒への対応

許されないという毅然とした態度で、生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

③観衆・傍観者への対応

おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分達でいじめ問題を解決する力を育成するよう働きかける。

(2) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

②いじめを行っている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に事実を説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気がついたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。以下の関係機関と連携し、系統的な対応をする。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導や助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導や助言

7 いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- ①いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発病した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態の報告・調査協力

重大事態が発生した場合、速やかにその旨を県教育委員会を經由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合は、「緊急時の組織的指導体制^{別添2}」により、いじめ対策委員会を立ち上げ、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに、再発防止に努める。

9 評価

(1) いじめに関する項目を盛り込んだ下記の学校評価アンケートを実施し、取組の検証を行う。

- ・教職員による学校評価アンケート
- ・生徒による学校評価アンケート
- ・保護者による学校評価アンケート

(2) 学校評議員会・いじめ対策委員会を通して、取組の検証を行う。

(3) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDC(A)サイクルで、実効性のあるものとなるように取組む。

①PLAN（計画立案：4月）

- ・学校いじめ防止プログラムの立案
- ・校内指導體制の確立

②DO/CHECK（中間評価と検証：10月）

- ・4月～9月における取組の評価と反省
- ・10月～3月に向けて重点事項の策定

③CHECK（年間評価：2月・3月）

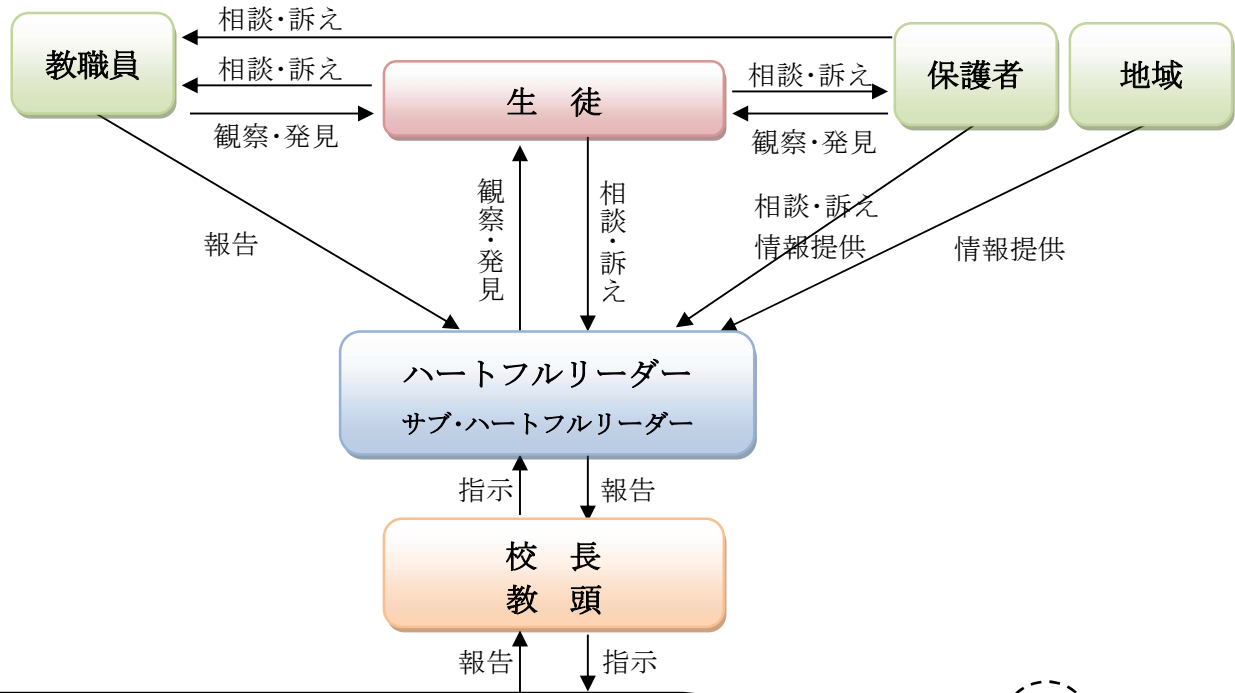
【年間評価】

- ・学校評価アンケート
- ・学校評議員会やいじめ対策委員会での意見や助言

10 学校いじめ防止プログラム

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の内容確認と周知 学校いじめ防止基本方針のホームページ掲載 いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 学級開き(人間関係づくり、学級のルールづくり) ※学校いじめ防止基本方針概要版配付(3学年) 情報モラル教室 保護者への「いじめ防止対策」説明及び啓発 ※学校いじめ防止基本方針概要版配付 個人面談 朝の挨拶週間 部活動におけるいじめ防止・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 学校ホームページ上 特別委員会 特別委員会 ホームルーム活動 学校行事 P T A総会 放課後 生徒玄関前 各部活動 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員 保護者・地域 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 生徒 生徒・保護者 保護者 生徒 生徒 生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー システム運営管理者 ハートフルリーダー 保健主事 ホームルーム担任 生徒指導部 ハートフルリーダー ホームルーム担任 生活指導委員会 各部活動顧問
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 教科と学年の情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会 特別委員会 放課後 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 教科担任・3学年 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー 保健主事 3学年主任
6月	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー研修会 いじめアンケート いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 朝の挨拶週間 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 特別委員会 特別委員会 生徒玄関前 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー 生徒 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー いじめ防止校内委員会 ハートフルリーダー 保健主事 生活指導委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 朝の挨拶週間 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 特別委員会 特別委員会 生徒玄関前 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 生徒 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 ハートフルリーダー 保健主事 生活指導委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ、不登校」をテーマとした校内研修 いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 朝の挨拶週間 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 特別委員会 特別委員会 生徒玄関前 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー ハートフルリーダー 保健主事 生活指導委員会
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会 特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー 保健主事
10月	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー研修会 いじめ防止校内委員会(取組の中間評価と検証) 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会 特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> サブ・ハートフルリーダー 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> サブ・ハートフルリーダー ハートフルリーダー 保健主事
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 ハートフルリーダー 保健主事
12月	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート 学校評価アンケート いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 朝の挨拶週間 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 各家庭 特別委員会 特別委員会 生徒玄関前 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 生徒・保護者・教職員 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 生徒 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 教務部 いじめ防止校内委員会 ハートフルリーダー 生活指導委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート(3学年) いじめアンケート(3学年) いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム活動 ホームルーム活動 特別委員会 特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 生徒 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 いじめ防止校内委員会 ハートフルリーダー 保健主事
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 いじめ対策委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会 特別委員会 特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・関係機関等 いじめ防止専門員 教職員 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー 教頭 保健主事
3月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止校内委員会 教育相談委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会 特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・関係機関等 教職員・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ハートフルリーダー 保健主事

日常の組織的指導体制【未然防止・早期発見】



いじめ防止校内委員会

◇構成員

教頭、ハートフルリーダー（生徒指導主事）、サブ・ハートフルリーダー、教務主任、3学年主任、商業科主任、情報処理科主任、情報デザイン科主任、保健主事、養護教諭、当該担任、必要に応じて当該部活動顧問

◇内容

- ・校内研修会の企画と立案
- ・調査結果、報告等の情報整理と分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、認知の判断
- ・要配慮生徒への支援方針
- ・いじめ解消の判断

結果報告

職員会議

報告

県教育委員会

重大事態の場合

いじめ対策委員会

県教育委員会

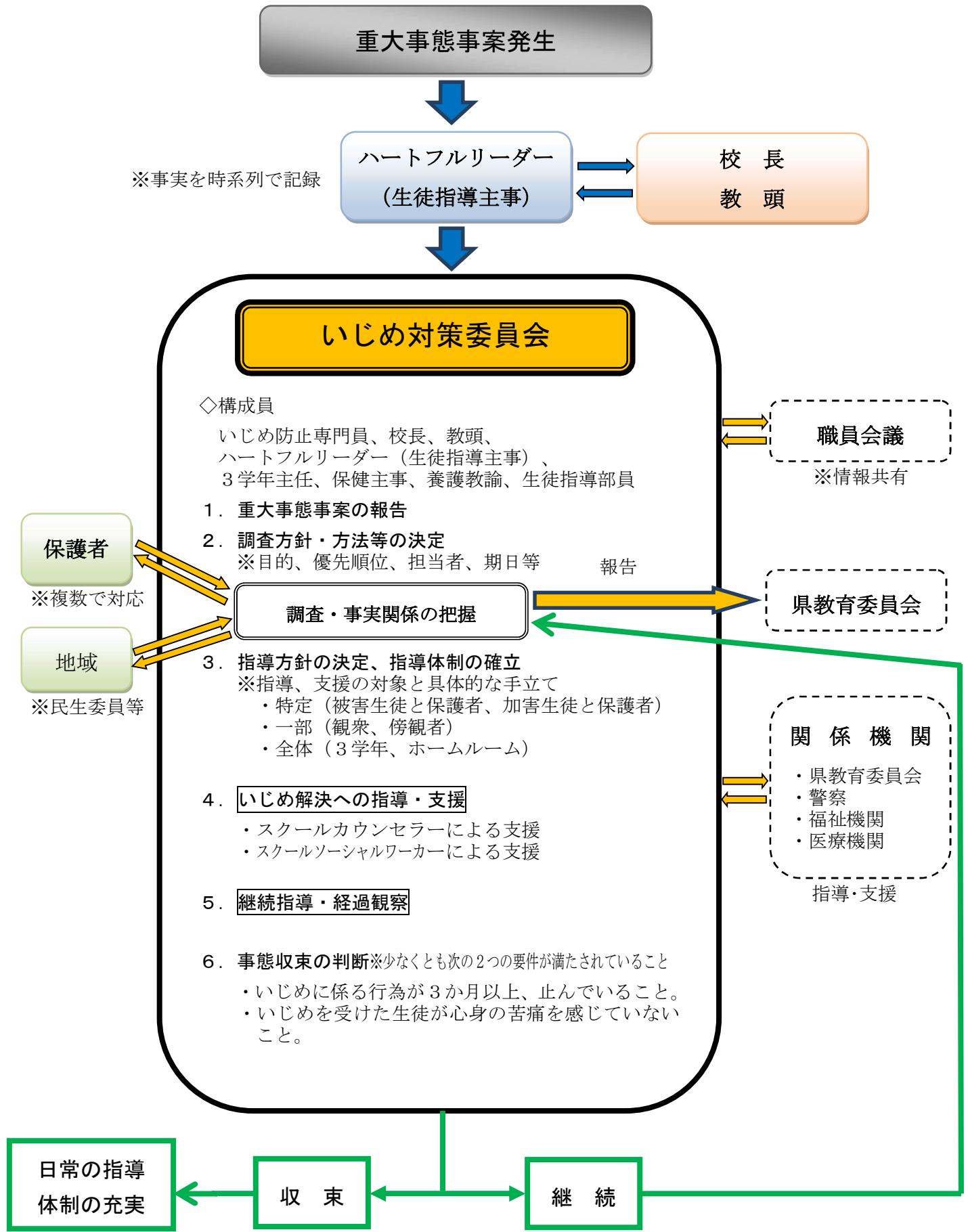
未然防止

- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・主体的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・個人面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談や訴え（生徒/保護者/地域等）
 - ・アンケートの実施（定期）
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催（生徒/保護者）
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置及び周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示や報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

緊急時の組織的指導体制【重大事態発生時の対応】



1 いじめを受けている生徒のサイン

いじめを受けている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝のホームルーム	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休 み 時 間 等	弁当にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放 課 後 等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめを行っている生徒のサイン

いじめを行っている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

